2026年11月27日

各　　位

会社名　　株式会社オータケ
代表者　　代表取締役社長　　金戸　俊哉
（コード：7434、東証スタンダード市場）
問合せ先　取締役 企画管理本部長　横山　和仁
（TEL. 052-211-0150）

「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定を決議いたしましたので下記のとおりお知らせいたします。

効力発生日は2026年12月1日となります。

なお、変更箇所は下線で示しております。

記

１．取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

イ．当社グループは、「経営方針」、「行動指針」を全ての取締役及び使用人に周知し、企業倫理意識の向上や法令遵守のため「法令等遵守規程」の徹底を図り、必要に応じて研修を実施する。特に、独占禁止法の遵守を経営上の重要課題と位置付け、「独占禁止法遵守行動規範」及び「独占禁止法遵守規程」に基づき、カルテルその他の競争制限行為の防止並びに競合他社との接触について適切な管理を行う。

ロ．取締役会は、取締役会規則に則り会社の業務執行を決定する。

ハ．代表取締役社長は、取締役会規則に則り取締役から委任された会社業務の決定を行うとともに、かかる決定、取締役会決議、取締役会規則に従い職務を執行する。

ニ．取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は会社の業務執行状況を取締役会規則に則り取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。

ホ．社長直属組織である内部監査室が、本社及び各支店・営業所を定期的に監査し、その結果を代表取締役及び取締役会に報告する。

ヘ．当社グループにおける法令遵守の観点から、これに反する行為等を早期に発見し、是正するため、「内部通報制度規程」を制定し、グループ社員を含む役職員全員に徹底する。

ト．代表取締役社長は、公正な競争を通じて適正な利益を追求すること及び競争制限行為を許容しないことを独占禁止法遵守に関する基本理念として定め、取締役及び使用人に周知する。

チ．当社は、コンプライアンス体制の強化及び実効性の向上を図るため、コンプライアンスの担当役員又は責任者を置き、コンプライアンスに関する施策の企画、整備及び推進を統括させる。

２．取締役の職務の遂行に係る情報の保存及び管理等に関する体制

取締役の職務の遂行に係る文書（電磁的記録を含む。）は、これに関する資料とともに社内規程に従い保管し、必要に応じて運用状況の検証、各規程の見直しを行う。

３．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

全社的なリスク管理は管理部門が統括的に管理するが、各部門固有の業務に付随するリスクについては、各本部長等がそれぞれに自部門に内在するリスクを把握、分析、評価したうえで適切な対策を実施するとともに、使用人への教育を実施する。不測の事態が発生した場合は、社長指揮下の対策本部を設置し、迅速かつ適正な対応を行い、損害を最小限に抑える体制を整える。また、独占禁止法違反リスクについては、競合他社との接触管理、教育及びモニタリングを通じて継続的に管理し、違反又はそのおそれを認識した場合には、速やかに主管部門、監査等委員会及び取締役会に報告する体制を構築する。

４．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

事業計画の策定・執行状況の進捗チェック等の経営マネジメント、並びに取締役会規則の厳正なる運用による業務執行マネジメントの徹底により、取締役の職務執行の効率性の確保を行う。また、業務の適正を確保するため、ガバナンス体制や内部監査体制の強化を図る。

５．当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社グループは、業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための諸施策に加え、以下の体制を構築する。

イ．子会社を主管する部門が、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営を管理するとともに、状況に応じ取締役等を派遣して経営を把握し、取締役会への報告を行う。

ロ．関係会社管理規程において、子会社との協議事項、子会社からの報告事項等を定め、適宜、子会社を主管する部門が子会社からの報告を受け、取締役会への報告を行うものとする。

ハ．子会社に対して法令遵守、損失の危険の管理、財務報告の適正性の確保、効率的職務執行体制等の主要な内部統制項目について、各体制、規程等の整備の助言・指導を行うほか、子会社への教育・研修の実施などによりグループとしての内部統制システムの整備を図るものとする。特に独占禁止法遵守については、「独占禁止法遵守行動規範」及び「独占禁止法遵守規程」の周知徹底並びに教育・研修を実施し、グループ全体で競争制限行為の防止に取り組むものとする。

ニ．社長直属組織である内部監査室は、年度計画に基づき当社グループの内部監査を実施し、取締役会、監査等委員会及び子会社を主管する部門に結果を報告する。

６．監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員会の求めに応じて選任された監査等委員会補助者は、監査等委員会直属の組織とし、人事評価及び人事異動等については監査等委員会の事前の同意を得る。

７．当社及び子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会に報告するための体制

当社及び子会社の取締役及び使用人が行う監査等委員会に対する報告は、法令の規定事項のほか、次の事項とする。また、当社及び子会社は、監査等委員会に報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。

イ．当社及び子会社の業務・財務並びに業績等に重大な影響、損害を及ぼす事項

ロ．当社及び子会社の役職員が法令及び定款に違反する行為その他重大なコンプライアンス違反行為、又は、これらの行為を行うおそれがあると考えられる事項

ハ．内部監査室長が行う内部監査の実施状況、業務遂行の状況、内部統制に関する活動状況並びに内部通報制度の運用状況及び通報の内容

ニ．監査等委員会から業務執行に関する報告を求められた事項

８．その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

「監査等委員会規則」に則って監査を行うことにより、監査の実効性を確保する。また、代表取締役社長との意見交換会を行い、効率的な監査業務の遂行を図る。

９．財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、金融商品取引法の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努め、有効かつ正当な評価ができる内部統制システムを構築し、適正な運用に努めることにより財務報告の信頼性と適正性を確保する。

10．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制整備について

当社グループは、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の取引は行わず、不当・不正な要求に応じないことをグループ社員を含む役職員全員に徹底する。

以上